

特別手続調整委員会メンバーと市民団体の NY ミーティング報告

人権分野で国連に携わる人への攻撃

特別手続という人権理事会のメカニズムに携わることで脅迫や報復を受けるのは、今日世界の至るところで報告されています。今回のミーティングに参加した特別手続調整委員会のメンバーの方たちも例外ではありません。調整委員会メンバーというだけでなく、自身も **Mandate Holders**（任務保持者）として国連に携わっているため、脅迫メール、ツイッター・フェイスブックへの嫌がらせ書き込みやヘイトコメント、いわゆるネット攻撃などは日常的に受けている、と言います。人権状況の調査や監査目的で各国を訪れるため、人権侵害状況を何としても隠べいしたい側の政府や企業などからの嫌がらせを受けるわけです。ロヒンギャ虐殺の実態を否定し国際社会から非難を浴びているミャンマーですが、ミャンマーの人権状況に関する特別報告者の **Lee** 氏が受ける脅迫内容なども、話を聞く限りとても深刻なものでした。

任務保持者として国連に携わる人への保護は、基本的に国連が提供することになっています。では、任務保持者以外、例えば **Special Procedures** へ情報提供などで協力したために政府から監視されたり強制失踪させられた人、国連に働きかける人権団体や個人的な人権活動家などには、どのような保護が確保されているのでしょうか？

人権理事会の制度を活用する

人権擁護活動のために命を狙われたり嫌がらせを受けたりした人々のためには、**Intimidation/Reprisals**（脅迫/報復）申し立ての制度があります。（詳細はこちらからのページをご覧ください：

<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Reprisals/Pages/HowToShareInformationAboutCases.aspx>)

申し立て申請後には、OHCHR の公式レポートに被害ケースとして記録されます。その後のフォローアップが必要な場合は、申し立て側からフォローアップ情報を下記のメールアドレス宛てに送ります。

reprisals@ohchr.org)

申し立てを受けた **Special Procedures**（特別手続）調整委員会のフォローアップ・ユニットが、必要に応じて対処する仕組みになっています。調整委員会側としては、深刻で広く世間に知れ渡っているケースを除けば、自ら情報・証拠集めなどすることはありません。通常はこの「申し立て」を受けることから始まります。次に被害者の同意を得る（第三者からの申し立ての場合）というプロセスになっています。政府からメールアドレスを監視されていて同意の返信ができない、という場合も想定され、ジェネリック・メールアドレス（非公開）で連絡可能になっています。

Special Procedures 調整委員会にはセキュリティ・ユニットがあります。人権理事会が行われるジュネーブ滞在中、または自国での被害者のモニタリングをしてくれる班です。ネット攻撃、監視、拘束など被害は様々で、人によってリアクションも異なるため、被害者が何を必要としているか理解してから対応策を考えているそうです。

非協力的・敵対的な国への対応

任務保持者や特別手続の協力者への攻撃は、国連自体への攻撃であると OHCHR は見なしています。特別手続で国を訪問する必要がある際、特別手続側としてはまず政府の同意を得ることから始まります。同

意を求めても何も反応がない場合などは、Communications Procedure と呼ばれるメカニズムで反応を示すよう計らうことができます。Communications Procedure は、人権侵害の当事国や企業などへ公式な通知を送り、国際人権規約や国連の定めるビジネスと人権に関する指導原則などに反する行為を止めるよう勧告するメカニズムです。

その他に、国連特別報告者のレポート内容を否定したり、報告者の勧告を無視するなど政府が非協力的・敵対的な態度を取り続ける場合も、Communications Procedure へ情報提供すれば良いということです。（情報提供はこちらから：<https://spsubmission.ohchr.org/>）

また、人権理事会が4年ごとに行う普遍的定期審査(Universal Periodic Review-UPR)は、国内の人権状況を指摘できる機会として重要な制度ということも忘れてはならないということです。

市民団体との連携

特別手続の調整委員会によると、人権活動家の多くは、こういった制度の存在さえ知らないと言います。活用できる制度はフルに活用してほしい、存在を知らない人々のために普及してほしい、というのが調整委員会側の願いです。また、調整委員会のキャンペーンには制限があるため、情報交換などを通して市民社会と提携し協力し合うことが重要だというメッセージを頂きました。

特別手続調整委員会からの参加者

- ・カタリナ・デヴァンドラス・アギラー氏 (Katalina Devandas Aguilar)

調整委員長 / 身体障害者の権利に関する国連特別報告者)

- ・マリーテレーズ・ケイタ・ボクーム氏 (Marie-Thérèse Keita-Bocoum)

調整委員会メンバー / 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家

- ・ヤンギー・リー氏 (Yanghee Lee)

調整委員会メンバー / ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者

- ・ガボール・ロナ氏 (Gabor Rona)

調整委員会メンバー / 傭兵の使用に関するワーキング・グループ議長

- ・ナタリー・ロンドー氏 (Nathalie Rondeau)

特別手続調整委員会書記 / 政府間の情勢担当者 (特別手続課)